１２月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、いわゆるマタニティハラスメント、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントに対する防止措置は事業主の義務となっております。

事業主は、**職場におけるハラスメントを防止するために以下の措置を講じなければなりません！**

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
◆相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
◆職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
◆併せて講ずべき措置
（相談者・行為者等のプライバシー保護や相談等を理由とした不利益取り扱いをしない旨の周知等）
◆いわゆるマタニティハラスメントについては、原因や背景となる要因を解消するための措置
◆カスタマーハラスメントについては、特に悪質と考えられるものへの対処の方針を定め、労働者に周知し、定めた対処を行う体制を整備する措置
◆求職者セクハラについては、求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、これを労働者及び求職者等に周知・啓発すること

職場のハラスメント対策の詳細は…
https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/jigyounushi_jouhou_no-pawahara.html

富山労働局では**「ハラスメント対応相談窓口」**を常時開設しておりますので、職場におけるハラスメントについてお困りの方は、事業主の方も労働者の方も一人で悩まずにご相談ください。

【ハラスメント対応相談窓口】
富山労働局雇用環境・均等室　ＴＥＬ０７６－４３２－２７４０
（富山市神通本町１－５－５　富山労働総合庁舎４階）
ご利用時間：９：００～１７：００（※土日祝、年末年始を除く）

